

## 埼玉学園大学大学院経営学研究科博士課程の研究指導及び学位に関する細則

平成 27 年 7 月 15 日制定

令和元年 11 月 20 日改正

### (趣旨)

第 1 条 埼玉学園大学大学院経営学研究科（以下「研究科」という。）における研究指導及び学位の審査等については、埼玉学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び埼玉学園大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めのある場合を除くほか、この細則に定めるところによる。

### (研究指導教員)

第 2 条 学生の専攻分野の研究を指導するために指導教員を置く。

2 学生の指導教員は、経営学研究科経営学専攻（博士前期課程）（以下「前期課程」という。）、及び同専攻（博士後期課程）（以下「後期課程」という。）のいずれも、主指導教員 1 人、副指導教員 1 人とする。

### (教育方法の特例)

第 3 条 研究科における授業及び研究指導は、大学院設置基準第 14 条に定めるところにより、夜間その他特定の時間又は時期において行う等の適切な方法により行うことができる。

### (長期にわたる教育課程の履修)

第 4 条 大学院学則第 5 条に基づき、前期課程の学生が、職業を有している等の事情により、就業年限を超えて計画的に教育課程を履修することを研究科長に願い出たときは、研究科委員会の承認を経て、標準修業年限を 1 年のみ延長し 3 年とすることができる。

2 前項により計画的な履修を認められたもの（以下「長期履修学生」という。）に係る修業年限は、大学院学則第 6 条に定める在学年限を超えることはできない。

3 その他長期履修学生に関する事項は、別に定める。

### (他大学院における授業科目の履修等の取扱い)

第 5 条 大学院学則第 28 条の規定に基づき、他大学との協議に基づき前期課程の学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位の認定を受けようとするときは、8 単位を上限に、別に定める書類により、所定の期日までに研究科長に願い出るものとする。

2 前項の規定に基づく願い出があったときは、研究科長は、研究科委員会の議を経て認定し、修了に必要な単位とすることができる。

### (入学前の既修得単位の認定)

第 6 条 大学院学則第 30 条の規定に基づき、前期課程の学生が入学前の既修得単位の認定を受けようとするときは、8 単位を上限に、別に定める書類により、所定の期日までに研究科長に願い出るものとする。

2 前項の規定に基づく願い出があったときは、研究科長は、研究科委員会の議を経て認定し、修了に必要な単位とすることができる。

### (履修の届出及び承認)

第 7 条 学生は、毎学期指定する期間内に、その学期に履修しようとする授業科目及び単位数を研究科長に届け出なければならない。

(授業科目の試験)

第8条 授業科目の試験は、学期末又は学年末に、授業担当教員が筆記試験若しくは口答試験又は研究報告書によって行い、その合否は当該教員が決定する。

(追試験)

第9条 学生が病気その他やむを得ない事由により受験できないときは、診断書その他証明書類を添付の上、研究科長に追試験を願い出ることができる。

(修士論文の題目の提出)

第10条 学位規程第3条第2項の修士の学位（以下「修士の学位」という。）を学位規程第5条第1項により申請しようとする者は、申請しようとする年度の6月30日（当日が休日の時はその翌日、当日が土曜日のときはその翌々日）までに審査を受けようとする学位論文又は特定の成果（以下「学位論文等」という。）の題目と概要（1000字程度）を主指導教員の承諾書を添えて研究科長に提出しなければならない。

(修士論文の中間報告会)

第11条 修士の学位を申請しようとする者は、審査を受けようとする学位論文等について、研究科が主催する修士論文の中間報告会（以下「修士論文中間報告会」という。）で報告しなければならない。

- 2 修士論文中間報告会は、公開で開催するものとする。
- 3 3月に学位を受けようとする者は、当該年度の5月と11月に修士論文中間報告会を行う。
- 4 9月に学位を受けようとする者は、前年度の5月と当該年度の5月に修士論文中間報告会を行う。

(修士の学位の申請)

第12条 修士の学位を申請する者は、次に掲げる書類等を提出しなければならない。

- (1) 学位申請書（別紙様式第1号） 1部
  - (2) 学位論文等 5部（正本1部、副本4部）
  - (3) 学位論文等の要旨（別紙様式第2号） 4部
  - (4) 履歴書（別紙様式第3号） 4部
- 2 前項の規定に基づく書類の提出期限は、次のとおりとする。
    - (1) 3月に学位を受けようとする者は、1月10日（当日が休日の時はその翌日、当日が土曜日のときはその翌々日）。
    - (2) 9月に学位を受けようとする者は、7月10日（当日が休日の時はその翌日、当日が土曜日のときはその翌々日）。
  - 3 学位論文等の作成言語は原則として日本語とする。

(課程博士の博士論文中間報告会)

第13条 学位規程第3条第3項の博士の学位（以下「課程博士の学位」という。）を学位規程第5条第2項により申請しようとする者は、審査を受けようとする学位論文について、研究科が主催する博士論文の中間報告会（以下「博士論文中間報告会」という。）で報告しなければならない。

- 2 博士論文中間報告会は、公開で開催するものとする。
- 3 3月に学位を受けようとする者は、前年度の5月と当該年度の5月に博士論文中間報告会を行う。
- 4 9月に学位を受けようとする者は、前年度の11月と当該年度の5月に博士論文中間報告会を行う。

(課程博士の学位論文検討会)

第14条 3月に課程博士の学位を申請しようとする者は、申請しようとする年度の10月30日(当日が休日の時はその翌日、当日が土曜日のときはその翌々日)までに、9月に課程博士の学位を申請しようとする者は、申請しようとする年度の6月10日(当日が休日の時はその翌日、当日が土曜日のときはその翌々日)までに、審査を受けようとする学位論文3部を研究科長に提出し、提出後20日以内に主指導教員及び副指導教員が開催する課程博士の学位論文検討会で公開のもとに報告しなければならない。

(課程博士の学位の申請)

第15条 課程博士の学位を申請しようとする者は、次に掲げる書類等を提出しなければならない。

- (1) 学位申請書(別紙様式第4号) 1部
  - (2) 学位論文 5部(正本1部、副本4部)
  - (3) 学位論文要旨(別紙様式第2号) 4部
  - (4) 論文目録(別紙様式第5号) 4部
  - (5) 履歴書(別紙様式第3号) 4部
  - (6) 参考論文(レフリー付論文2本以上) 各4部
- 2 前項第2号の学位論文は、課程博士の学位論文検討会の結果を踏まえた、修正版でなければならない。
- 3 第1項第6号中、レフリー付論文とは、学位論文の基礎となった論文で、全国的な学会の学会誌又は国際学術誌に公表された査読付き論文(うち1本は「掲載許可証明書添付で可」とする。単著の学術著書はレフリー付にカウントする。(以下第17条第1項第7号、第19条1項第6号において同じ。))とする。
- 4 第1項の規程に基づく書類の提出期限は、次のとおりとする。
- (1) 3月に学位を受けようとする者は、1月31日(当日が休日の時はその翌日、当日が土曜日のときはその翌々日)。
  - (2) 9月に学位を受けようとする者は、7月13日(当日が休日の時はその翌日、当日が土曜日のときはその翌々日)。

(論文博士の学位の申請資格者)

第16条 学位規程第3条第4項の博士の学位(以下「論文博士の学位」という。)を学位規程第5条第3項又は第4項により申請することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者
  - (2) 大学院前期課程又は修士課程を修了した後、4年以上の研究歴を有する者
  - (3) 大学を卒業した後、7年以上の研究歴を有する者
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、研究科委員会で学位申請資格を有すると認めたもの
- 2 前項第2号及び第3号にいう研究歴とは、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 大学の専任教員として研究に従事した期間
  - (2) 大学の研究生として研究に従事した期間
  - (3) 大学院の学生として在学した期間
  - (4) 官公庁、会社等において研究に従事した期間
  - (5) その他、著書、学術論文等によって研究に従事したことが確認された期間

(論文博士の予備審査の申請)

第17条 前条第1項に規定する資格を有する者で、論文博士の審査を申請し、かつ、学位規程第11条に規定する学力の確認を受けようとする者は、次に掲げる書類等を研究科長に提出し、事前の審査(以下「予備審査」という。)を受けなければならない。

- (1) 予備審査申請書（別紙様式第 6 号） 1 部
  - (2) 学位請求論文 4 部（正本 1 部、副本 3 部）
  - (3) 学位請求論文要旨（別紙様式第 7 号） 4 部
  - (4) 研究業績目録（別紙様式第 8 号） 4 部
  - (5) 履歴書（別紙様式第 3 号） 4 部
  - (6) 最終学歴の卒業（修了）証明書 1 部
  - (7) 参考論文（レフリー付論文、単著の学術著書を含む 4 本。ただし、学位規程第 5 条第 4 項により申請しようとする者については第 15 条第 1 項第 6 号を準用する。） 各 4 部
  - (8) 研究従事内容証明書（該当者のみ） 1 部
- 2 予備審査は随時請求できるものとする。

（予備審査委員会）

- 第 18 条 研究科長は、前条に基づく予備審査の請求があったときは、研究科委員会に論文博士予備審査委員会（以下「予備審査委員会」という）を設置する。
- 2 予備審査委員会は、後期課程の研究指導を担当する 3 人の教員で構成する。
  - 3 予備審査委員会は、前条に規定する論文提出による博士の学位の申請資格、学位論文としての形式等の適合性について審査し、学位請求論文の受理及び審査開始の可否について判定し、研究科長に報告する。
  - 4 研究科長は、予備審査委員会からの報告があったときは、研究科委員会の議を経て、学位請求論文の受理及び審査開始の可否を決定し、結果を直ちに当該予備審査の申請者に通知するものとする。

（論文博士の学位の申請）

- 第 19 条 前条の規定により、学位請求論文の受理及び審査開始の通知を受けた者で、論文博士の学位の申請をしようとする者は、次に掲げる書類等を提出しなければならない。
- (1) 学位申請書（別紙様式第 9 号） 1 部
  - (2) 学位請求論文 5 部（正本 1 部、副本 4 部）
  - (3) 学位請求論文要旨（別紙様式第 7 号） 5 部
  - (4) 研究業績目録（別紙様式第 8 号） 5 部
  - (5) 履歴書（別紙様式第 3 号） 5 部
  - (6) 参考論文（レフリー付論文、単著の学術著書を含む 4 本。ただし、学位規程第 5 条第 4 項により申請しようとする者については第 15 条第 1 項第 6 号を準用する。） 各 5 部

（審査委員会の委員）

- 第 20 条 学位規程第 8 条に基づき設置される学位論文等審査委員会（以下「審査委員会」という）の委員は、研究科の専攻分野の教員及び学位論文等の内容に関連する分野の教員の中から、研究科長が研究科委員会に諮って委嘱する。
- 2 修士の学位論文等に係る審査委員は、主指導教員を含め、合計 3 人とする。
  - 3 課程博士の学位論文に係る審査委員は、主指導教員及び副指導教員に、論文の内容に関連する分野の教員 1 人を含め、合計 4 人とする。
  - 4 論文博士の学位論文に係る審査委員は、学位請求論文の内容に最も近い専門分野の研究指導担当可能な教員 1 人を含め、合計 4 人とする。
  - 5 審査委員会に主査を置くものとし、第 2 項及び第 3 項の場合は主指導教員をもって充て、第 4 項の場合は学位請求論文の内容に最も近い分野の研究指導教員をもって充てる。

(修士論文及び博士論文発表会)

第 21 条 修士及び博士の学位の申請者は、研究科長が指定した期日に、審査委員会が開催する修士論文及び博士論文発表会で学位論文の内容を報告しなければならない。

2 前項に規定する修士論文及び博士論文発表会は、学位論文の審査の一環として、公開で開催するものとする。

(修士論文及び博士論文の評価基準)

第 21 条の 2 経営学研究科博士前期課程の修士論文の評価基準は、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、次のとおりとする。

- (1) 当該論文テーマに関する学会の論文の水準を踏まえていること
- (2) 当該分野に関する先行研究論文、資料等の文献を把握していること
- (3) 調査研究に関しては、調査の対象の範囲や分析が当該研究分野の水準に達していること
- (4) 問題の解決に際して、研究者の独自の論理、知見、発想がみられること

2 経営学研究科博士後期課程の博士論文の評価基準は、学位授与の方針(ディプロマポリシー)に基づき、次のとおりとする。

- (1) 当該論文テーマに関する学会の先行論文の水準を当該研究テーマの論文が超えていること
- (2) 当該研究テーマに関する従来の研究の蓄積、すなわち学会等における議論を主導している先行研究や研究状況が、しっかりと踏まえられたものになっていること
- (3) 当該博士論文が、それまでに学会の議論にはなかったような新たな論点・視点及び独創性が見られること、あるいは、ケーススタディや独自の資料・データ収集等により、独自の見解が提示されていること
- (4) 当該博士論文の主張している論点・見解についての論述が、理論的かつ実証的に首尾一貫したものとなっていること
- (5) 使用されている専門用語等は適切か、しっかりと定義された上で使用されているか、用語使用に重大な誤解・誤認がないこと、論点・見解を論証・実証する上で根拠とされている資料やデータなどが分析ツールとして適切に使用されていること

(最終試験)

第 22 条 学位規程第 9 条に規定する最終試験は、大学院学則に定めるところにより、前期課程及び後期課程のそれぞれの課程の修了に必要な単位を修得し、かつ、学位論文の審査が終了した者について、学位論文に関連する科目の中から、審査委員会が筆記又は口述試験により行う。

2 最終試験の審査期限は次の通りとする。

- (1) 学位規程第 5 条第 1 項の規定に基づき修士の学位を受けようとする者で、3 月に受けようとする者については 3 月上旬、9 月に受けようとする者については 9 月上旬。
- (2) 学位規程第 5 条第 2 項の規定に基づき博士の学位を受けようとする者で、3 月に受けようとする者については 2 月上旬、9 月に受けようとする者については 7 月下旬。

(試験及び学力の確認)

第 23 条 学位規程第 10 条に規定する試験及び第 11 条に規定する学力の確認は、論文博士の学位の申請があった者に対し、学位論文の審査を終えた後、審査委員会が筆記又は口述により行う。ただし、本学課程博士申請者は、退学 3 年以内の場合は、学位規程第 11 条第 2 項により学力確認を免除する。

(試験及び学力の確認の審査期限)

第24条 前条の試験及び学力の確認の審査は、第18条の学位申請受理の日から1年以内に終了するものとする。  
ただし、特別の理由があると研究科委員会が認めるときは、審査期限を延長することができる。

(審査報告書)

第25条 審査委員会は、第22条の最終試験が終了したときは別紙様式第10号-1(修士の学位)又は第10号-2(課程博士の学位)により、第24条の試験及び学力の確認が終了したときは別記様式第11号(論文博士の学位)により、審査報告書を作成し、速やかに研究科長に報告しなければならない。

(合否の判定)

第26条 研究科長は、前項の審査報告書に基づき、学位規程第14条の合否の判定及び学位授与の可否について、研究科委員会に提案するものとする。

2 研究科委員会は、前項の判定等を投票により行うものとする。

(再最終試験)

第27条 前条の規定による判定に合格しなかった者に対しては、研究科委員会が特に必要と認めた場合に限り、改めて学位論文等の審査及び最終試験を行うことができる。

2 前項の学位論文等の審査及び最終試験に関し必要な事項は別に定める。

(学位論文の保存・公開)

第28条 学位規程第19条第1項に基づく学位論文の公表に当たり、学位授与を可とされた者は、改めて研究科長に学位論文の印刷物1部及び学位論文の電子データを提出するものとし、研究科長はそのうちの印刷物を研究科に保存し、電子データは、情報メディアセンターに送付して、インターネットの利用により公開するものとする。

2 学位規則第19条第2項に基づき、やむを得ない事由により学位論文の全文ではなく要約したものを公表する場合には、学位授与を可とされた者は、前項の学位論文の電子データに代えて学位論文要約の電子データを提出するものとし、研究科長は、当該電子データを情報メディアセンターに送付して、インターネットの利用により公開するものとする。

附 則

1 この細則は、平成27年7月15日から施行する。施行日までに行われた研究指導、学位審査等は、この細則に基づき行われたものとみなす。

2 埼玉学園大学大学院経営学研究科博士前期課程学位論文審査及び最終試験実施細則(平成22年5月12日制定)は、廃止する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。